

**行政改革推進本部専門調査会小委員会
ヒアリング資料**

平成19年2月6日

独立行政法人雇用・能力開発機構

独立行政法人雇用・能力開発機構の概要

1 機構の設立

(1) 設立年月日

平成16年3月1日

(2) 根拠法律

独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）

(3) 設立の目的

労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与する。

2 業務内容

(1) 雇用開発に関する業務

雇用管理に関する相談等

中小企業の雇用創出、人材確保等のための助成金の支給、相談等

(2) 能力開発に関する業務

公共職業能力開発施設等の設置運営、事業主等の行う職業訓練の援助等

労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力開発及び向上についての労働者等に対する相談等（キャリア・コンサルティング）

(3) その他

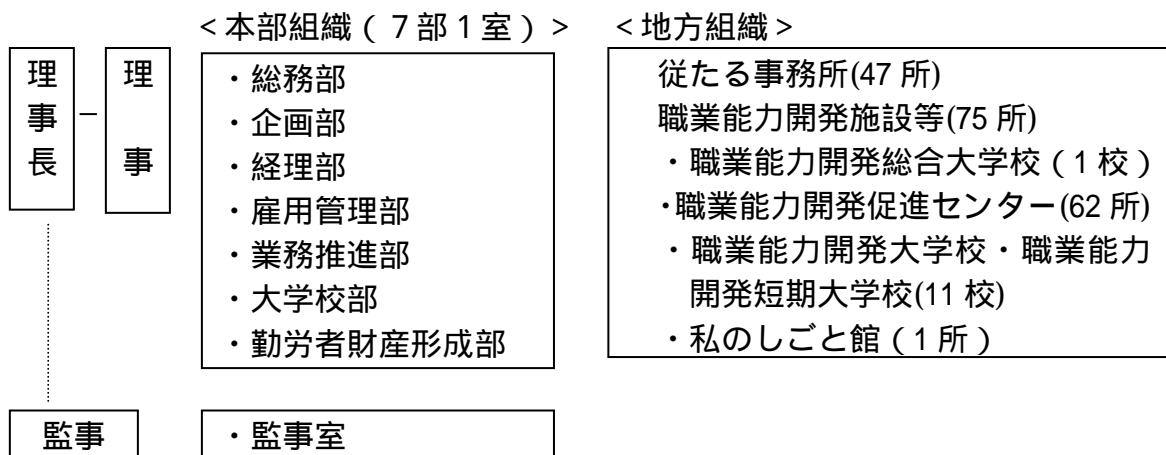
勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るための持家取得資金、教育資金等の融資等

雇用促進住宅を譲渡又は廃止する業務並びに譲渡等するまでの間の管理運営業務

3 役職員数

役員数 8名、職員数4,088名（平成18年4月1日現在）

4 組織構成



民間委託・市場化テストの状況等

1 民間委託（主要業務である離職者訓練関係）

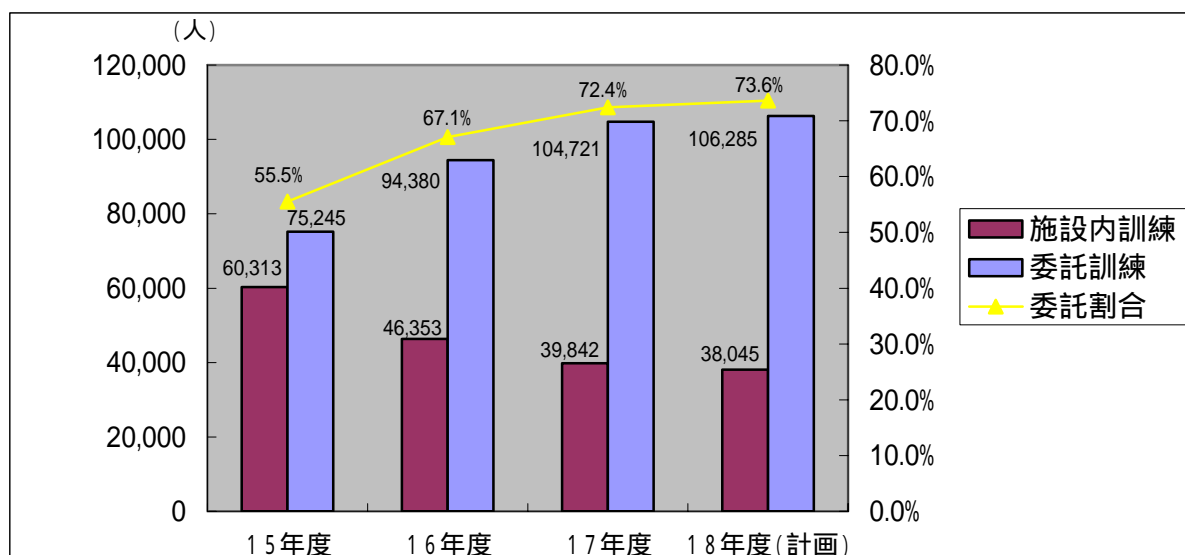
（1）考え方

当機構の公共職業能力開発施設において実施している離職者訓練については、地域の民間では実施できないもののみ限定して実施し、民間で実施できるものについては、積極的な民間委託を実施。

また、平成18年11月27日に総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会より示された「独立行政法人雇用・能力開発機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」においても、離職者訓練については、施設内訓練は主にものづくり分野であって、その地域において民間にはできないもの限定し、民間で対応可能な訓練は積極的に委託訓練を推進するべきとされた。

（2）実施状況

離職者訓練受講者数



2 市場化テスト

（1）平成17年度・18年度（モデル事業）

平成16年12月24日に公表された「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」（規制改革・民間開放推進会議）において、「土日・夜間においてこれまで未使用であった生涯職業能力開発促進センター（以下「アビリティガーデン」という。）の施設・設備を活用した職業訓練事業（職業紹介等訓練修了者を対象とする就職支援に関わる事業を含む）について、市場化テスト（モデル事業）の対象とする」こととされ、平成17年度、事業を実施。

また、平成17年12月21日に公表された「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(規制改革・民間開放推進会議)において、引き続き市場化テスト(モデル事業)の対象とされ、現在(平成18年度)事業を実施している。

平成17年度モデル事業の実績は別紙のとおり。

(2)平成19年度(本格実施)

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第7条に基づき定められた「公共サービス改革基本方針」の別表により、以下の2事業が選定され(いずれも民間競争入札)平成19年4月からの実施に向け、準備を進めているところ。

【対象事業】

「アビリティガーデン」における職業訓練事業

「アビリティガーデン」におけるホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの開発及び職業訓練の実施に関する業務のうち、業界共通型の在職者訓練であって開発・試行実施終了後一定期間が経過した12コースのうち、6コース

「私のしごと館」における職業体験事業

「私のしごと館」における適職の選択等、若年者のキャリア形成を支援するための職業体験事業のうち、業界団体や伝統工芸団体等の協力により実施している職種以外の5職種(「私のしごと館」自らが実施しているもの)に関する体験事業

アビリティガーデンとは・・・

生涯職業能力開発促進センター(愛称:アビリティガーデン)は、産業構造の転換に伴い、ホワイトカラー職務のウエイトが高まっていることを背景に設置された、ホワイトカラーの職業能力開発に関する総合的かつ中核的な職業能力開発施設で、ホワイトカラー関連職種の職業訓練コースの開発・実施等を行っている。

私のしごと館とは・・・

職業意識の形成、適職の選択からその後の職業生活設計を含め、若年者の方々を中心としたキャリア形成を総合的に支援するため、職業体験の機会の提供、職業情報の提供等を行っている。

(別紙)

H17年度 アビリティガーデンにおける市場化テスト(モデル事業)実施結果

在職者等のための訓練(施設貸与として実施) 対象者:主として在職者

(単位:コース、人)

H17実績											
実施機関	計画コース数	定員	主な実施時間帯	実施コース数	応募者数	受講者数	定員充足率	受講者満足度		事業主満足度	
								目標値	実績	目標値	実績
TAC(株)	56	1,680	平日 19:30～ 22:00	27	161	158	9.4%	80%	89%	80%	33.3%
アカデミーテンプ(株)	71	1,420	平日 18:30～ 21:30	40	367	328	23.1%	80%	98.5%	80%	100%
合計	127	3,100	-	67	528	486	15.7%	-	-	-	-
アビリティガーデン(参考)	196	2,954	平日 10:00～ 17:00	150	2,502	1,885	63.8%	80%	97.5%	80%	93.1%

離職者訓練(委託訓練として実施) 対象者:公共職業安定所長からの受講指示または受講推薦を受けた者

(単位:人)

H17実績											
委託訓練機関	コース名	主な実施時間帯	定員	入所者数	中退 就職者数	修了 者数	修了 就職者数	就職率			
								最低水準	目標値	実績	
(株)日本医療 事務センター (NIC)	医療・介護事務科	平日 18:00～ 21:00 土 9:30～ 15:30	235	142	1	130	38	50%	70%	29.8%	
(株)東京 リーガル マインド (LEC)	ビジネス法務実務科	平日 18:30～ 21:30	24	23	2	11	3	50%	70%	38.5%	
	福祉サービスにおける経営 管理実務科	土 9:30～ 16:30	48	48	5	29	7			35.3%	
	サービスマネジメント科		24	23	1	17	4			27.8%	
(LEC分小計)			-	96	94	8	57	14	-	-	33.8%
モデル事業合計			-	331	236	9	187	52	-	-	-
アビリティガーデン(参考)		平日 9:05～ 15:20	490	515	90	408	265	-	-	71.3%	

離職者訓練における事業の要求水準は、民間事業者が実施する全てのコースにおいて、就職率が50%以上となることを最低水準とし、就職率が70%以上となることを目標とすること。

公務員（機構）が担うべき業務についての考え方について

当機構が担うべき業務については、独立行政法人雇用・能力開発機構法等で規定されており、具体的業務の実施に当たっては、中期目標等を踏まえ実施。

特に職業能力開発に関する業務については、以下の考えの下、実施。

職業能力開発は、職業の安定、経済・社会の発展のために不可欠であり、国際競争が激化し、人口減少社会を迎える中、国民一人一人の能力を高めることによって我が国全体の生産性を向上させていくことがますます重要

職業能力開発は、民間部門（大学、専修・各種学校、経済団体等）及び公的部門（機構及び都道府県）において、それぞれの役割分担を踏まえて実施

当機構は、公的部門における職業訓練の実施主体として、主として中小企業労働者を対象としたものづくり分野を中心に、民間部門では行われていない職業訓練を実施

離職者等に対する訓練は、公共職業安定所の受講指示に基づく公共職業訓練として行っており、これはセーフティネットの一環を担っている

当機構では、民間部門で実施可能な訓練科目については民間委託（7割）を行い、民間で行われていない訓練科目について自ら実施（3割）。また、民間に委託を行うものについても、そのノウハウを活用して、職業訓練のコース設定（科目、期間等）を行い、民間に委託

企業が従業員に対して行う職業訓練には、企業内で行うものとアウトソーシングによるものがあり、アウトソーシングによるもののうち当機構では、ものづくり分野を中心に真に高度なメニューで企業の従業員訓練を支援

学卒者等に対する教育訓練は、民間部門ではサービス分野を中心として専修学校等で行われているが、当機構では、ものづくり分野を中心として、現場の中核となる技能労働者の養成を実施

公務（公共サービス）を民間企業等が担うことになった場合の適切な実施の確保の方法

1 離職者訓練における民間委託

機構職員による委託先機関への巡回指導

訓練の実施状況に係る報告聴取

就職実績に応じた委託費の支給

委託先機関、関係機関等と連携した受講生の就職促進

2 市場化テスト

(1) 平成17年度・18年度（モデル事業）

訓練の運営状況に係る報告聴取

訓練の実施に係る支援・協力

アビリティガーデンのホームページにおいて受講生募集に係る案内の掲載

募集パンフレットの関係機関（近隣のハローワーク）への配付、機構施設（近隣の都道府県センター）への備え付け

アビリティガーデンの掲示板への訓練内容の掲載 等

訓練実施結果の評価

(2) 平成19年度（本格実施）

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」や同法律に基づく「公共サービス改革基本方針」等を踏まえ、民間競争入札実施要項において以下を規定。

事業の実施に当たり確保されるべき質を設定

定期的に事業の質等を確認した上で、要求水準を下回っており、業務の改善が必要と判断した場合は、落札者に対し改善策の作成・提出を求める

随時モニタリングを実施し、企画書記載事項の内容どおりに事業が実施されていることを確認

事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者の事務所に立ち入り調査等を実施 等

「独立行政法人雇用・能力開発機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」
(平成18年11月27日 政策評価・独立行政法人評価委員会)(抄)

第1 事務及び事業の見直し

2 職業能力開発業務のうち離職者を対象とした職業訓練の重点化

職業能力開発業務のうち離職者を対象とした職業訓練については、以下の措置を講ずるものとする。

施設内訓練については、主にものづくり分野であって、その地域において民間にはできないものに限定するとともに、各職種における求人と求職のミスマッチの状況も踏まえ、訓練コースを精査した上で実施する。

また、民間で対応可能な訓練については、都道府県との役割分担をより明確化しつつ、成果の評価等に基づき民間教育訓練機関への委託訓練を積極的に推進する。

「独立行政法人雇用・能力開発機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」
における指摘事項を踏まえた見直し案」(平成18年12月24日 行政改革推進本部)
(抄)

第1 事務及び事業の見直し

1 職業能力開発業務について

(2) 離職者を対象とする職業訓練について

離職者を対象とする職業訓練については、以下の措置を講ずるものとする。

公共職業能力開発施設において実施する訓練については、主にものづくり分野であって、その地域において民間にはできないものに限定するとともに、各職種における求人と求職のミスマッチの状況も踏まえ、訓練コースを精査した上で実施する。

民間で対応可能な訓練については、地方公共団体との役割分担をより明確化しつつ、成果の評価等に基づき民間教育訓練機関等への委託訓練を積極的に推進する。

「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」(平成16年12月24日 規制改革・民間開放推進会議)(抄)

・民間開放推進の横断的手法としての「市場化テスト(官民競争入札制度)」

2 平成17年度に試行的に導入するモデル事業

(1) ハローワーク(公共職業安定所)関連

エ アビリティガーデンにおける職業訓練の民間開放

「アビリティガーデン」(生涯職業能力開発促進センター)は、独立行政法人

雇用・能力開発機構が設置・運営する施設として、現在、ホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの研究開発及び実際の職業訓練の実施を行っている。

民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上を目指していく観点から、土日・夜間においてこれまで未使用であったアビリティガーデンの施設・設備を活用した職業訓練事業（職業紹介等訓練修了者を対象とする就職支援に関わる事業を含む）を市場化テスト（モデル事業）の対象とする。

なお、具体的な職業訓練の内容（講座の設定や運営、施設の有効活用等）については、民間事業者等が落札した場合にはその創意工夫が最大限発揮されるよう必要な措置を講ずるものとする。

「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日 規制改革・民間開放推進会議)(抄)

・横断的制度改革等

1 市場化テストの速やかな本格的導入

(2) 「公共サービス効率化法(市場化テスト法)」(仮称)に基づく市場化テストの速やかな本格的導入等

独立行政法人関連業務

ウ 雇用・能力開発機構

(ア) 「アビリティガーデン」における職業訓練事業への市場化テストの本格的導入

「アビリティガーデン」(独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する施設)について、本年度実施中の事業を来年度も継続して実施するとともに、業界共通型の在職者訓練であって開発・試行実施終了後一定期間が経過した12コースのうち、6コースについて、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)が次期通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による職業訓練事業が実施されるよう措置する。

(イ) 「私のしごと館」における体験事業への市場化テストの本格的導入

「私のしごと館」(独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する施設)における体験事業のうち、業界団体や伝統工芸団体等の協力により実施している職種以外の職種(「私のしごと館」が自ら実施している職種)の5職種に関する体験事業について、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)が次期通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による体験事業が実施できるように措置する。

「公共サービス改革基本方針」別表（平成18年9月5日 閣議決定）（抄）

事項名	措置の内容等	担当府省
<p>(1)(独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「アビリティガーデン」における職業訓練事業</p>	<p>(独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「アビリティガーデン」における職業訓練事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「アビリティガーデン」におけるホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの開発及び職業訓練の実施に関する業務のうち、業界共通型の在職者訓練であって開発・試行実施終了後一定期間が経過した12コースのうち、6コース</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年4月から落札者による職業訓練事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から20年3月までの1年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)雇用・能力開発機構「アビリティガーデン(生涯職業能力開発促進センター)」(東京都)</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(2)(独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「私のしごと館」における体験事業</p>	<p>(独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「私のしごと館」における職業体験事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「私のしごと館」における適職の選択等、若年者のキャリア形成を支援するための職業体験事業のうち、業界団体や伝統工芸団体等の協力により実施している職種以外の5職種(「私のしごと館」自らが実施しているもの)に関する体験事業</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年4月から落札者による体験事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から22年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)雇用・能力開発機構「私のしごと館」(京都府)</p>	<p>厚生労働省</p>

独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）（抄）

（機構の目的）

第三条 独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）は、労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第二条第一号に規定する勤労者をいう。以下同じ。）の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行うこと。
- 二 厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者が就職するために必要な資金の貸付けその他の援助を行うこと。
- 三 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行う援助について必要な協力を行うこと。
- 四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。
- 五 建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を行い、及び雇用管理の改善について助言すること。
- 六 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第十二条第一項及び第十七条第一項第二号並びに中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。
- 七 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のものを行う職業訓練の援助を行うこと。
- 八 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練（以下この号において「職業訓練等」という。）を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと並びに厚生労働省令で定める理由により職業訓練等を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けを行うこと。
- 九 労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する相談その他の援助並びにその雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助を行う事業主に対する職業能力開発促進法第十五条の三に規定する必要な助成を行うこと。
- 十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。